

半 期 報 告 書

(第104期中) 自 平成19年 4 月 1 日
至 平成19年 9 月30日

株式会社 愛 媛 銀 行

整備番号

5 0 3 0 4 4

第104期中（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 愛 媛 銀 行

目 次

	頁
第104期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【業績等の概要】	6
2 【生産、受注及び販売の状況】	24
3 【対処すべき課題】	24
4 【経営上の重要な契約等】	24
5 【研究開発活動】	24
第3 【設備の状況】	25
1 【主要な設備の状況】	25
2 【設備の新設、除却等の計画】	25
第4 【提出会社の状況】	26
1 【株式等の状況】	26
2 【株価の推移】	28
3 【役員の状況】	28
第5 【経理の状況】	29
1 【中間連結財務諸表等】	30
2 【中間財務諸表等】	70
第6 【提出会社の参考情報】	93
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	93
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月21日

【中間会計期間】 第104期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社愛媛銀行

【英訳名】 The Ehime Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 頭取 中山 紘 治 郎

【本店の所在の場所】 愛媛県松山市勝山町2丁目1番地

【電話番号】 松山(089)933局1111番(大代表)

【事務連絡者氏名】 企画広報部長 河 野 雅 人

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区岩本町3丁目2番4号
株式会社愛媛銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3861局8151番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 玉 井 英 俊

【縦覧に供する場所】 株式会社愛媛銀行 高知支店

(高知市はりまや町1丁目4番5号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

(注) 高知支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため備えるものであります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度 中間連結 会計期間	平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	20,970	22,489	24,506	44,725	45,900
連結経常利益	百万円	2,951	3,769	3,338	6,809	9,598
連結中間純利益	百万円	1,685	2,310	2,050		
連結当期純利益	百万円				3,309	5,222
連結純資産額	百万円	62,443	70,609	80,098	68,852	80,621
連結総資産額	百万円	1,552,567	1,619,912	1,652,048	1,621,119	1,631,334
1株当たり純資産額	円	417.54	441.59	449.56	431.63	453.27
1株当たり中間純利益	円	11.27	14.48	11.55		
1株当たり当期純利益	円				21.70	32.49
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益	円					
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	円					
自己資本比率	%		4.34	4.82		4.93
連結自己資本比率 (国内基準)	%	8.36	8.64	9.23	8.62	9.10
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	68,494	31,192	21,695	35,359	96,733
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	343	14,330	17,021	16,248	14,395
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,778	488	546	634	7,247
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	62,956	98,067	44,461		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				115,413	40,330
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,552 [301]	1,541 [301]	1,567 [358]	1,503 [302]	1,473 [321]

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
4. 連結総資産額は、平成18年度末から「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返を相殺しております。
- これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ平成18年度末1,100百万円、当中間連結会計期間末2,200百万円減少しております。前中間連結会計期間末において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ300百万円減少します。
5. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
6. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式がないため記載しておりません。
7. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
8. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第102期中	第103期中	第104期中	第102期	第103期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	19,640	20,902	22,844	41,864	42,261
経常利益	百万円	2,865	3,618	3,277	6,645	9,460
中間純利益	百万円	1,669	2,201	2,085		
当期純利益	百万円				3,254	5,121
資本金	百万円	13,550	15,460	19,078	15,460	19,078
発行済株式総数	千株	149,817	159,817	177,817	159,817	177,817
純資産額	百万円	61,456	69,297	78,609	67,777	79,290
総資産額	百万円	1,548,652	1,613,203	1,645,319	1,616,286	1,624,806
預金残高	百万円	1,387,627	1,422,343	1,416,899	1,421,540	1,426,930
貸出金残高	百万円	1,181,048	1,241,980	1,301,446	1,217,534	1,278,518
有価証券残高	百万円	240,807	209,832	220,695	228,974	207,922
1株当たり配当額	円	2.50	3.00	3.00	5.50	6.00
自己資本比率	%		4.30	4.78		4.88
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.24	8.58	9.20	8.55	9.08
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,470 [280]	1,451 [280]	1,468 [328]	1,422 [282]	1,372 [299]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 総資産額は、第103期末から「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返を相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ第103期末1,100百万円、当中間会計期間末2,200百万円減少しております。前中間会計期間末において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ300百万円減少します。

4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

5. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業務部門	コンピュータ・ソフト業務部門	リース等業務部門	クレジットカード業務部門	その他	合計
従業員数(人)	1,510 [349]	36 [2]	8 [2]	13 [5]	- [-]	1,567 [358]

(注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員483人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	1,468 [328]
---------	----------------

(注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員436人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3 当行の従業員組合は、愛媛銀行従業員組合と称し、組合員数は1,276人であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

<金融経済環境>

上半期のわが国経済は、大手企業の増収増益基調を背景に、設備投資が順調に推移するなど、緩やかながら拡大を続けました。

愛媛県内の経済は、業種間や地域間のばらつきが残るものの、全体的には緩やかな回復傾向にあります。海運・造船業界は引き続き活況で、製造業などの設備投資が堅調なことから、雇用や所得面においても改善の兆しが出てまいりました。

<経営方針>

経営の基本方針

当行は、地域金融機関として地域の皆様に親しまれ、信頼される銀行として地域の発展とともに歩んでまいりました。

「ふるさとの発展に役立つ銀行」、「たくましく発展する銀行」、「働きがいのある銀行」を経営理念として、コンプライアンス体制の確立とリスク管理体制の強化及びディスクロージャーの充実を図り、連結子会社を含めて自己責任原則に基づく健全・堅実経営に徹し、安定した収益基盤の確立に努めております。

利益配分に関する基本方針

当行は、公共性の高い業種ということに鑑み、長期にわたり安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、配当につきましても長期的・安定的に継続することを利益配分の基本方針としております。当中間期の配当につきましては、株主の皆さまの日頃からのご支援にお応えするため、引き続き1株当たり3円00銭（年間6円）とさせていただきます。

なお、配当の回数につきましては、従来どおり中間期末日、期末日を基準日とした年2回配当を継続する予定であります。

投資単位の引下げに関する考え方及び方針等

当行は、投資単位の引下げが、投資家層の拡大による長期安定的な株主の増加を図る有用な施策と認識しておりますが、現段階におきまして、その必要性があるとは考えておりません。今後、市場の要請や当行の業績、株価等について十分検討したうえで慎重に検討してまいります。

中長期的な経営戦略

当行は平成18年4月に、「地域NO.1の金融サービスの提供」を経営指針とした第12次中期経営計画をスタートさせました。地域に根ざした強みを活かしながら、時代の変化に適確に対応することで、積極的な攻めの営業展開による一層の収益力強化に向けた取り組みを進めております。

当上半期においては、宇和島新町支店や砥部支店を開設したほか、お客様の利便性を更に高めるため、7月からローソンATMのサービスを開始いたしました。また、9月には、当行初の商談会「メイド・イン愛媛2007」を愛媛県と合同で開催し、過去に例を見ない多くの商談が成立するなど、地域経済の活性化に貢献いたしました。更に、地域の生活文化の向上発展に寄与するため、環境保全に積極的に取り組み、四国の遍路道文化を見つめ直し国内外に発信しようとするNPO法人「ループ88四国」の設立準備を進めています。

<業績等>

当行グループの平成19年9月末資産残高は、貸出金を中心に前中間連結会計期間末比321億円増加し、1兆6,520億円となりました。負債残高は預金等を中心に前中間連結会計期間末比226億円増加し、1兆5,719億円となりました。また、純資産残高は平成19年3月に実施した公募増資及び利益の計上により前中間連結会計期間末比94億円増加し、800億円となりました。

貸出金は、中小企業向けの事業性貸出や好調な海運向け貸出を中心に積極的に対応しました結果、前中間連結会計期間末比583億円増加し、1兆2,974億円となりました。

預金・譲渡性預金は、個人預金の増強に注力しました結果、前中間連結会計期間末比141億円増加し、1兆4,967億円となりました。また、相談窓口の設置や商品内容の充実を図りました結果、預り資産残高は前中間連結会計期間末比334億円増加し、1,163億円となりました。

有価証券は、金利上昇リスクに備えた債券ポートフォリオの見直しを実施するとともに、効率的な運用に努めました結果、前中間連結会計期間末比110億円増加し、2,205億円となりました。

損益につきましては、景気の緩やかな回復による資金需要の高まりを受け、貸出金残高が大幅に増加したことから資金運用収益が増加、また、お客様の投資信託等による運用ニーズに積極的に対応しました結果、役務収益も順調に増加し、経常収益は前中間連結会計期間比20億17百万円増加し、245億6百万円となりました。

経常費用は、預金金利の引上げによる資金調達費用の増加もあり、前中間連結会計期間比24億47百万円増加し、211億67百万円となりました。

これらの結果、経常利益は、前中間連結会計期間比4億31百万円減少して33億38百万円となり、中間純利益は、前中間連結会計期間比2億60百万円減少して20億50百万円となりました。

事業の種類別セグメントにつきましては、銀行業以外のセグメントの占める割合が僅少であるため特段の記載事項はございませんが、各連結子会社とも健全経営に徹し、グループ内でのそれぞれの役割、位置づけに基づく収益を計上しております。なお、銀行本来業務の収益を顕すコア業務純益は67億20百万円となり、前中間会計期間より1億93百万円増加いたしました。

連結自己資本比率（国内基準）は、前中間連結会計期間末比0.59ポイント上昇して9.23%となり、当行単体では前中間会計期間末比0.62ポイント上昇し9.20%となりました

・キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローにおける「現金及び現金同等物」の中間連結会計期間末残高は、期首より41億31百万円増加しました。

「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、譲渡性預金の増加等を主因に216億95百万円の収入となり、コールローン等の純減、債券貸借取引受入担保金の純増を要因に、前中間連結会計期間比528億87百万円増加しました。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、有価証券の取得の増加により170億21百万円の支出となりました。前中間連結会計期間比、有価証券の売却等が減少したことから、全体で313億51百万円減少しました。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、配当金の支払により前中間連結会計期間比58百万円減少して5億46百万円の支出となりました。

この結果、現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高は444億61百万円となり、前中間連結会計期間比536億6百万円の減少となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

(業績説明)

貸出金の増加を主因に資金運用収益が前中間連結会計期間比14億47百万円増加、また、預金等の利回り上昇を主因に資金調達費用が前中間連結会計期間比16億18百万円増加した結果、資金運用収支合計は前中間連結会計期間比1億71百万円減少して163億88百万円となりました。役務取引等収支合計は投資信託販売手数料等の増加を主因に前中間連結会計期間比5億10百万円増加し13億78百万円となりました。その他業務収支は国債等債券売却損の減少等により前中間連結会計期間比10億27百万円増加し11億55百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	15,947	612		16,559
	当中間連結会計期間	15,479	908		16,388
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	16,726	1,100	13	17,814
	当中間連結会計期間	17,847	1,523	109	19,261
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	779	488	13	1,254
	当中間連結会計期間	2,368	614	109	2,872
役務取引等収支	前中間連結会計期間	823	44		868
	当中間連結会計期間	1,337	41		1,378
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	2,320	51		2,372
	当中間連結会計期間	2,694	50		2,744
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,497	7		1,504
	当中間連結会計期間	1,356	8		1,365
その他業務収支	前中間連結会計期間	3	132		128
	当中間連結会計期間	1,075	79		1,155
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	1,462	132		1,594
	当中間連結会計期間	1,387	79		1,467
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	1,465			1,465
	当中間連結会計期間	311			311

(注) 1 「国内業務部門」は、当行及び子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び子会社の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 「相殺消去額」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

(業績説明)

資金運用勘定平均残高合計は、貸出金の増加を主因に1兆5,329億89百万円(前中間連結会計期間比573億26百万円増加)となり、うち国内業務部門は1兆4,939億47百万円(前中間連結会計期間比540億86百万円増加)、国際業務部門は1,022億34百万円(前中間連結会計期間比356億7百万円増加)となりました。運用利回りは、合計で前中間連結会計期間比0.10%上昇の2.50%、国内業務部門では前中間連結会計期間比0.07%上昇して2.38%となりました。資金調達勘定平均残高合計は、譲渡性預金平均残高の増加を主因に1兆5,025億85百万円(前中間連結会計期間比151億54百万円増加)となり、うち国内業務部門は1兆4,636億81百万円(前中間連結会計期間比119億89百万円増加)、国際業務部門は1,020億96百万円(前中間連結会計期間比355億31百万円増加)となりました。調達利回りは預金利回りの上昇等を主因に前中間連結会計期間比0.22%上昇して0.38%となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,439,861	16,726	2.31
	当中間連結会計期間	1,493,947	17,847	2.38
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,176,734	14,824	2.51
	当中間連結会計期間	1,190,378	15,984	2.67
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	262	1	0.92
	当中間連結会計期間	295	1	1.12
うち有価証券	前中間連結会計期間	209,319	1,426	1.35
	当中間連結会計期間	207,774	1,480	1.42
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	20,508	18	0.17
	当中間連結会計期間	30,901	73	0.47
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	2,150	1	0.10
	当中間連結会計期間	1,171	1	0.22
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,451,692	779	0.10
	当中間連結会計期間	1,463,681	2,368	0.32
うち預金	前中間連結会計期間	1,350,824	430	0.06
	当中間連結会計期間	1,348,727	1,812	0.26
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	57,861	49	0.17
	当中間連結会計期間	77,910	223	0.57
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	1,147	3	0.52
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	9,905	2	0.05
	当中間連結会計期間	331	1	0.67
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	20,098	162	1.61
	当中間連結会計期間	22,562	194	1.71

- (注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
- 2 「国内業務部門」は、当行及び子会社の円建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
- 3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(当中間連結会計期間2,299百万円、前中間連結会計期間25,212百万円)を控除して表示しております。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	66,627	1,100	3.29
	当中間連結会計期間	102,234	1,523	2.97
うち貸出金	前中間連結会計期間	52,267	680	2.59
	当中間連結会計期間	85,196	1,068	2.50
うち商品有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち有価証券	前中間連結会計期間	680	2	0.82
	当中間連結会計期間	370	1	1.05
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	12,716	328	5.15
	当中間連結会計期間	15,789	422	5.34
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
資金調達勘定	前中間連結会計期間	66,565	488	1.46
	当中間連結会計期間	102,096	614	1.20
うち預金	前中間連結会計期間	35,669	431	2.41
	当中間連結会計期間	38,826	504	2.59
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

- (注) 1 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方式)により算出しております。
- 2 「国際業務部門」は、当行及び子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
- 3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(当中間連結会計期間68百万円、前中間連結会計期間63百万円)を、控除して表示しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ()	合計	小計	相殺 消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,506,488	30,825	1,475,663	17,827	13	17,814	2.40
	当中間連結会計期間	1,596,181	63,192	1,532,989	19,371	109	19,261	2.50
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,229,002		1,229,002	15,504		15,504	2.51
	当中間連結会計期間	1,275,575		1,275,575	17,053		17,053	2.66
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	262		262	1		1	0.92
	当中間連結会計期間	295		295	1		1	1.12
うち有価証券	前中間連結会計期間	210,000		210,000	1,429		1,429	1.35
	当中間連結会計期間	208,144		208,144	1,482		1,482	1.42
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	33,224		33,224	347		347	2.08
	当中間連結会計期間	46,691		46,691	496		496	2.12
うち買現先勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち預け金	前中間連結会計期間	2,150		2,150	1		1	0.10
	当中間連結会計期間	1,171		1,171	1		1	0.22
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,518,257	30,825	1,487,431	1,267	13	1,254	0.16
	当中間連結会計期間	1,565,777	63,192	1,502,585	2,982	109	2,872	0.38
うち預金	前中間連結会計期間	1,386,493		1,386,493	862		862	0.12
	当中間連結会計期間	1,387,553		1,387,553	2,317		2,317	0.33
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	57,861		57,861	49		49	0.17
	当中間連結会計期間	77,910		77,910	223		223	0.57
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	1,147		1,147	3		3	0.52
うち売現先勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	9,905		9,905	2		2	0.05
	当中間連結会計期間	331		331	1		1	0.67
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち借入金	前中間連結会計期間	20,098		20,098	162		162	1.61
	当中間連結会計期間	22,562		22,562	194		194	1.71

(注) 1 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(当中間連結会計期間2,367百万円、前中間連結会計期間25,276百万円)を、控除して表示しております。

2 「相殺消去額」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息であります。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

(業績説明)

役務取引等収益合計は投資信託販売手数料等の増加を主因に27億44百万円(前中間連結会計期間比3億72百万円増加)となりました。役務取引等費用合計は支払保証料等の減少に伴い13億65百万円(前中間連結会計期間比1億39百万円減少)となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	2,320	51		2,372
	当中間連結会計期間	2,694	50		2,744
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	797			797
	当中間連結会計期間	746			746
うち為替業務	前中間連結会計期間	637	51		688
	当中間連結会計期間	628	50		678
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	459			459
	当中間連結会計期間	799			799
うち代理業務	前中間連結会計期間	159			159
	当中間連結会計期間	246			246
うち保護預り・ 貸金庫業務	前中間連結会計期間	43			43
	当中間連結会計期間	43			43
うち保証業務	前中間連結会計期間	12	0		12
	当中間連結会計期間	42	0		42
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,497	7		1,504
	当中間連結会計期間	1,356	8		1,365
うち為替業務	前中間連結会計期間	118	7		125
	当中間連結会計期間	120	8		128

(注) 1 「国内業務部門」は、当行及び子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」は、当行及び子会社の外貨建取引であります。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,382,859	38,783		1,421,643
	当中間連結会計期間	1,377,852	38,213		1,416,065
うち流動性預金	前中間連結会計期間	503,648			503,648
	当中間連結会計期間	491,137			491,137
うち定期性預金	前中間連結会計期間	873,460			873,460
	当中間連結会計期間	882,322			882,322
うちその他	前中間連結会計期間	5,750	38,783		44,534
	当中間連結会計期間	4,392	38,213		42,605
譲渡性預金	前中間連結会計期間	60,934			60,934
	当中間連結会計期間	80,708			80,708
総合計	前中間連結会計期間	1,443,794	38,783		1,482,578
	当中間連結会計期間	1,458,560	38,213		1,496,773

(注) 1 「国内業務部門」は、当行及び子会社の円建取引、「国際業務部門」は、当行及び子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は、国際業務部門に含めておりません。

2 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(5) 国内・国際業務部門別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,239,111	100.00	1,297,445	100.00
製造業	129,009	10.41	130,758	10.08
農業	2,798	0.23	3,258	0.25
林業	43	0.00	54	0.01
漁業	6,164	0.50	6,755	0.52
鉱業	398	0.03	382	0.03
建設業	101,770	8.21	94,791	7.31
電気・ガス・熱供給・水道業	192	0.02	194	0.01
情報通信業	4,825	0.39	6,054	0.47
運輸業	133,507	10.77	132,662	10.22
卸売・小売業	136,130	10.99	131,234	10.11
金融・保険業	35,003	2.82	26,965	2.08
不動産業	104,792	8.46	119,887	9.24
各種サービス業	169,161	13.65	172,935	13.33
地方公共団体	59,819	4.83	67,433	5.20
その他	355,492	28.69	404,074	31.14
特別国際金融取引勘定分				
政府等 金融機関 その他				
合計	1,239,111		1,297,445	

(注) 「国内」とは、当行及び子会社で特別国際金融取引勘定分を除いたものであります。

当行には海外店及び海外に本店を有する子会社はありません。

外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	87,925		87,925
	当中間連結会計期間	95,392		95,392
地方債	前中間連結会計期間	36,430		36,430
	当中間連結会計期間	37,497		37,497
短期社債	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
社債	前中間連結会計期間	37,359		37,359
	当中間連結会計期間	40,373		40,373
株式	前中間連結会計期間	44,484		44,484
	当中間連結会計期間	42,168		42,168
その他の証券	前中間連結会計期間	3,246	51	3,297
	当中間連結会計期間	4,615	522	5,138
合計	前中間連結会計期間	209,446	51	209,497
	当中間連結会計期間	220,047	522	220,569

- (注) 1 「国内業務部門」は、当行及び子会社の円建取引、「国際業務部門」は、当行及び子会社の外貨建取引であります。ただし、円建外国証券は国際業務部門に含めております。
- 2 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	16,239	17,170	931
経費(除く臨時処理分)	10,548	10,579	31
人件費	5,826	5,730	96
物件費	4,052	4,181	129
税金	669	667	2
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	5,691	6,591	900
のれん償却額			
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	5,691	6,591	900
一般貸倒引当金繰入額	199	1,178	979
業務純益	5,491	5,412	79
うち債券関係損益	836	128	708
臨時損益	1,872	2,135	263
株式関係損益	72	686	614
不良債権処理損失	2,195	2,707	512
貸出金償却	490	1,695	1,205
個別貸倒引当金繰入額	1,703	991	712
その他の債権売却損等	1	21	20
その他臨時損益	250	114	364
経常利益	3,618	3,277	341
特別損益	148	85	233
うち固定資産処分損益	88	98	186
税引前中間純利益	3,470	3,362	108
法人税、住民税及び事業税	2,153	1,530	623
法人税等調整額	884	253	631
中間純利益	2,201	2,085	116

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されるため、業務費用から控除されるものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	2.27	2.34	0.07
(イ)貸出金利回	2.49	2.65	0.16
(ロ)有価証券利回	1.35	1.41	0.06
(2) 資金調達原価	1.52	1.73	0.21
(イ)預金等利回	0.06	0.28	0.22
(ロ)外部負債利回	1.76	1.76	0.00
(3) 総資金利鞘	-	0.61	0.14

(注) 1 「国内業務部門」は、当行の円建諸取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は含めておりません。

2 「外部負債」= コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	16.56	16.65	0.09
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	16.56	16.65	0.09
業務純益ベース	15.98	13.67	2.31
中間純利益ベース	6.40	5.26	1.14

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	1,422,343	1,416,899	5,444
預金(平残)	1,387,121	1,389,603	2,482
貸出金(未残)	1,241,980	1,301,446	59,466
貸出金(平残)	1,231,975	1,279,425	47,450

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	976,336	987,194	10,858
法人	446,006	429,705	16,301
合計	1,422,343	1,416,899	5,444

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	285,943	300,680	14,737
住宅ローン残高	232,087	250,134	18,047
その他ローン残高	53,856	50,546	3,310

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,043,477	1,068,039	24,562
総貸出金残高	百万円	1,241,980	1,301,446	59,466
中小企業等貸出金比率	/ %	84.01	82.06	1.95
中小企業等貸出先件数	件	120,976	113,730	7,246
総貸出先件数	件	121,214	113,981	7,233
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.80	99.77	0.03

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	114	561	94	408
保証	2,231	14,378	1,959	12,361
計	2,345	14,939	2,053	12,769

(注) 当中間会計期間末から「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返を相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ2,200百万円減少しております。前中間会計期間末において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ300百万円減少します。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	15,460	19,078
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	9,607	13,214
	利益剰余金	30,006	34,944
	自己株式()	134	159
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	478	532
	その他有価証券の評価差損()		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		
	連結子法人等の少数株主持分	164	309
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当 額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 ()		35
計 (A)	54,625	66,819	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)			
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	6,543	5,798
	一般貸倒引当金	6,583	7,093
	負債性資本調達手段等	23,400	25,300
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	23,400	25,300
	計	36,527	38,192
うち自己資本への算入額 (B)	36,527	38,192	
控除項目	控除項目(注4) (C)	101	219

自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	91,052	104,792
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目		1,040,485	1,055,397
	オフ・バランス取引等項目		12,948	11,251
	信用リスク・アセットの額	(E)	1,053,433	1,066,648
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%)	(F)		68,389
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額	(G)		5,471
	計 (E) + (F) (注5)	(H)	1,053,433	1,135,038
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)			8.64	9.23
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)				5.88

- (注) 1 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
- 5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年 9月30日	平成19年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	15,460	19,078
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	9,606	13,213
	その他資本剰余金	0	0
	利益準備金	4,645	4,858
	その他利益剰余金	24,360	29,129
	その他		
	自己株式()	134	159
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	478	532
	その他有価証券の評価差損()		
	新株予約権		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		35
計 (A)	53,460	65,554	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)			
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	6,543	5,798
	一般貸倒引当金	6,544	7,027
	負債性資本調達手段等	23,400	25,300
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	23,400	25,300
	計	36,487	38,125
うち自己資本への算入額 (B)	36,487	38,125	
控除項目	控除項目(注4) (C)	101	219
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	89,847	103,460
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,034,119	1,050,362
	オフ・バランス取引等項目	12,948	11,251
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,047,067	1,061,613
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G) / 8% (F)		62,758
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)		5,020
	計 (E) + (F) (注5) (H)	1,047,067	1,124,372
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		8.58	9.20
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100(%)			5.83

(注) 1 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を

付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

- 2 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。
- 5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	117	107
危険債権	263	239
要管理債権	138	140
正常債権	12,068	12,698

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当行では、「ふるさとの発展に役立つ銀行」「たくましく発展する銀行」「働きがいのある銀行」の経営理念のもと、お客様に「最初に相談される銀行」という愛媛銀行ブランドの確立に向け、第12次中期経営計画を推進しています。

「お客様を第一に、行員を大切にすることが繁盛の基である」という創業者の経営哲学を守り、サービス業としての原点に立ち返って、お客様中心の経営に徹してまいります。そして、地域の基幹産業である第一次産業や地域の伝統文化を大切にしながら、絶ゆまぬ自己変革によって、一方では従来の銀行の殻を破る思い切った挑戦を続けることで、地域とともに力強く発展してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、完成した新築、増改築は次のとおりであります。

銀行業務

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行	-	宇和島新町支店	愛媛県宇和島市	新築	店舗	497.05	289.57	19年4月
"	-	道後(独身寮)	愛媛県松山市	取得改修	社宅	688.10	667.18	19年5月
"	-	砥部支店	愛媛県伊予郡砥部町	新築	店舗	1,621.71	431.27	19年6月
"	-	壬生川支店	愛媛県西条市	移転改修	店舗	1,097.00	494.50	19年9月

当中間連結会計期間に、重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

銀行業務

	会社名	店舗名	所在地	設備・内容	土地		建物	計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価格 (百万円)	帳簿価格 (百万円)	帳簿価格 (百万円)	
当行		北条支店	愛媛県松山市	隣接地取得	367.91	34		34	
"		中村支店	高知県四万十市	隣接地取得	118.01	26		26	
"		広島支店	広島県広島市	店舗売却	845.52	1,489	122	1,612	
"		末広町支店	愛媛県松山市	店舗売却			263	263	

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、増改築等の計画は次のとおりであります。

銀行業務

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	部門の別	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
当行	氷見支店	愛媛県 西条市	新築	銀行業務	店舗	145	32	自己資金	19年6月	19年11月末
"	新居浜支店	愛媛県 新居浜市	新築移転	"	"	466	72	"	19年5月	19年11月末
"	徳島支店	徳島県 徳島市	新築	"	"	173	5	"	19年8月	20年4月末

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	177,817,664	同左	東京証券取引所 (市場第1部) 大阪証券取引所 (市場第1部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式。
計	177,817,664	同左		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日		177,817		19,078,883		13,213,941

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8 1 1	10,018	5.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8 1 1	9,861	5.54
株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3 3	5,394	3.03
愛媛銀行行員持株会	愛媛県松山市勝山町2丁目1番地	3,763	2.11
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18 2 4	2,999	1.68
株式会社 損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26 1	2,795	1.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11 3	2,776	1.56
株式会社 名古屋銀行	愛知県名古屋市中区錦3丁目19-17	2,391	1.34
株式会社 大和証券グループ本社	東京都千代田区大手町2丁目6 4	2,292	1.28
大王製紙株式会社	愛媛県四国中央市三島紙屋町2番60号	2,253	1.26
計		44,544	25.05

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	10,018千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,861千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,776千株

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 385,000		権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 175,872,000	175,872	同上
単元未満株式	普通株式 1,560,664		同上
発行済株式総数	177,817,664		
総株主の議決権		175,872	

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、3千株(議決権3個)含まれております。

2 単元未満株式には当行所有の自己株式968株が含まれております。

【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) (株)愛媛銀行	松山市勝山町2丁目1番地	385,000		385,000	0.21
計		385,000		385,000	0.21

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	412	413	406	410	394	398
最低(円)	397	392	393	382	355	357

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

新役名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役人事教育部付	取締役新居浜支店長	森沢 孝知	平成19年8月13日
取締役新居浜支店長	取締役頭取付	日浅 正一	平成19年8月13日
取締役監査部長	取締役頭取付	安井 猛	平成19年11月1日

第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人の監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		100,001	6.17	46,124	2.79	41,017	2.51
コールローン及び買入手形		16,977	1.05	35,840	2.17	54,773	3.36
買入金銭債権		96	0.01	317	0.02	143	0.01
商品有価証券		247	0.02	328	0.02	258	0.02
有価証券	1,7,8	209,497	12.93	220,569	13.35	207,629	12.73
貸出金	2,3,4, 5,6,9	1,239,111	76.49	1,297,445	78.54	1,274,819	78.14
外国為替	6	980	0.06	1,130	0.07	694	0.04
その他資産	7	7,023	0.43	7,424	0.45	7,837	0.48
有形固定資産	10, 11,12	38,632	2.39	38,909	2.36	39,767	2.44
無形固定資産		1,638	0.10	2,044	0.12	1,586	0.10
繰延税金資産		12,798	0.79	10,107	0.61	8,976	0.55
支払承諾見返	8	14,939	0.92	12,769	0.77	14,697	0.90
貸倒引当金		22,034	1.36	20,961	1.27	20,866	1.28
資産の部合計		1,619,912	100.00	1,652,048	100.00	1,631,334	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	7	1,421,643	87.76	1,416,065	85.72	1,423,664	87.27
譲渡性預金		60,934	3.76	80,708	4.89	57,879	3.55
債券貸借取引受入担保金	7			10,099	0.61		
借入金	13	21,441	1.33	21,695	1.31	24,408	1.50
外国為替		13	0.00	5	0.00	18	0.00
社債	14	13,000	0.80	13,000	0.79	13,000	0.80
その他負債		8,592	0.53	10,091	0.61	8,517	0.52
役員賞与引当金						54	0.00
退職給付引当金		2,203	0.14	1,271	0.08	1,655	0.10
役員退職慰労引当金				358	0.02	347	0.02
利息返還損失引当金				45	0.00	47	0.00
繰延税金負債		48	0.00	24	0.00	22	0.00
再評価に係る繰延税金負債	10	6,485	0.40	5,815	0.35	6,401	0.40
支払承諾	8	14,939	0.92	12,769	0.77	14,697	0.90
負債の部合計		1,549,303	95.64	1,571,950	95.15	1,550,713	95.06
(純資産の部)							
資本金		15,460	0.96	19,078	1.15	19,078	1.17
資本剰余金		9,607	0.59	13,214	0.80	13,214	0.81
利益剰余金		30,006	1.85	34,944	2.12	32,564	2.00
自己株式		134	0.01	159	0.01	148	0.01
株主資本合計		54,939	3.39	67,078	4.06	64,709	3.97
その他有価証券評価差額金		7,434	0.46	5,619	0.34	7,797	0.48
繰延ヘッジ損益		0	0.00				
土地再評価差額金	10	8,055	0.50	7,069	0.43	7,930	0.48
評価・換算差額等合計		15,490	0.96	12,689	0.77	15,728	0.96
少数株主持分		179	0.01	330	0.02	183	0.01
純資産の部合計		70,609	4.36	80,098	4.85	80,621	4.94
負債及び純資産の部合計		1,619,912	100.00	1,652,048	100.00	1,631,334	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		22,489	100.00	24,506	100.00	45,900	100.00
資金運用収益		17,814		19,261		35,909	
(うち貸出金利息)		(15,504)		(17,053)		(31,585)	
(うち有価証券利息配当金)		(1,430)		(1,484)		(2,622)	
役務取引等収益		2,372		2,744		4,953	
その他業務収益		1,594		1,467		3,364	
その他経常収益		708		1,032		1,673	
経常費用		18,720	83.24	21,167	86.37	36,301	79.09
資金調達費用		1,254		2,872		3,374	
(うち預金利息)		(862)		(2,317)		(2,531)	
役務取引等費用		1,504		1,365		2,836	
その他業務費用		1,465		311		1,673	
営業経費		11,543		11,937		23,244	
その他経常費用	1	2,953		4,679		5,173	
経常利益		3,769	16.76	3,338	13.63	9,598	20.91
特別利益		189	0.84	182	0.74	238	0.52
特別損失	2,3	166	0.74	139	0.57	761	1.66
税金等調整前中間(当期)純利益		3,791	16.86	3,381	13.80	9,075	19.77
法人税、住民税及び事業税		2,208	9.82	1,588	6.48	1,116	2.43
法人税等調整額		734	3.26	241	0.98	2,727	5.94
少数株主利益又は少数株主損失 ()		7	0.03	15	0.06	8	0.02
中間(当期)純利益		2,310	10.27	2,050	8.36	5,222	11.38

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	15,460	9,606	27,984	122	52,929
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			478		478
役員賞与(注)			43		43
中間純利益			2,310		2,310
自己株式の取得				13	13
自己株式の処分		0		0	0
土地再評価差額金取崩額			233		233
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)		0	2,022	12	2,010
平成18年9月30日残高(百万円)	15,460	9,607	30,006	134	54,939

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	7,633		8,289	15,922	172	69,024
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)						478
役員賞与(注)						43
中間純利益						2,310
自己株式の取得						13
自己株式の処分						0
土地再評価差額金取崩額						233
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	198	0	233	432	6	425
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	198	0	233	432	6	1,584
平成18年9月30日残高(百万円)	7,434	0	8,055	15,490	179	70,609

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年 3月31日残高(百万円)	19,078	13,214	32,564	148	64,709
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			532		532
中間純利益			2,050		2,050
自己株式の取得				13	13
自己株式の処分		0		2	2
土地再評価差額金の取崩			861		861
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)		0	2,379	10	2,368
平成19年 9月30日残高(百万円)	19,078	13,214	34,944	159	67,078

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年 3月31日残高(百万円)	7,797		7,930	15,728	183	80,621
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)						532
中間純利益						2,050
自己株式の取得						13
自己株式の処分						2
土地再評価差額金の取崩						861
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	2,177		861	3,039	147	2,891
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	2,177		861	3,039	147	523
平成19年 9月30日残高(百万円)	5,619		7,069	12,689	330	80,098

(注) 平成19年 6月の定時株主総会における決議項目であります。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	15,460	9,606	27,984	122	52,929
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	3,618	3,607			7,225
剰余金の配当(注)			957		957
役員賞与(注)			43		43
当期純利益			5,222		5,222
自己株式の取得				29	29
自己株式の処分		0		2	2
土地再評価差額金の取崩			358		358
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	3,618	3,607	4,580	26	11,780
平成19年3月31日残高(百万円)	19,078	13,214	32,564	148	64,709

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	7,633	8,289	15,922	172	69,024
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					7,225
剰余金の配当(注)					957
役員賞与(注)					43
当期純利益					5,222
自己株式の取得					29
自己株式の処分					2
土地再評価差額金の取崩					358
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	164	358	194	10	183
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	164	358	194	10	11,596
平成19年3月31日残高(百万円)	7,797	7,930	15,728	183	80,621

(注) 剰余金の配当のうち 478百万円及び役員賞与は、平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利 益		3,791	3,381	9,075
減価償却費		1,278	1,646	2,963
減損損失		77	15	209
貸倒引当金の増減()額		936	95	231
役員賞与引当金の増減()額			54	54
退職給付引当金の増減()額		585	383	1,134
役員退職慰労引当金の増減 ()額			11	347
利息返還損失引当金の増減 ()額			2	47
資金運用収益		17,814	19,261	35,909
資金調達費用		1,254	2,872	3,374
有価証券関係損益()		764	549	386
為替差損益()		3	3	7
固定資産処分損益()		163	47	125
商品有価証券の純増()減		78	69	67
貸出金の純増()減		24,653	22,625	60,361
預金の純増減()		658	7,599	2,680
譲渡性預金の純増減()		34,359	22,828	31,303
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減()		1,783	2,712	3,750
預け金(日銀預け金を除く) の純増()減		1,142	975	105
コールローン等の純増()減		6,080	18,759	43,923
債券貸借取引受入担保金の 純増減()		39,182	10,099	39,182
外国為替(資産)の純増()減		398	435	684
外国為替(負債)の純増減()		14	12	9
資金運用による収入		17,351	19,083	35,402
資金調達による支出		1,041	2,211	2,587
その他		2,421	461	2,304
小計		30,044	22,309	95,073
法人税等の支払額		1,148	613	1,660
営業活動による キャッシュ・フロー		31,192	21,695	96,733

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		52,953	70,518	119,988
有価証券の売却による収入		49,819	21,794	55,873
有価証券の償還による収入		21,257	32,711	85,131
有形固定資産の取得による支出		3,767	2,498	6,592
有形固定資産の売却による収入		519	2,061	720
無形固定資産の取得による支出		544	722	748
子会社株式の売却による収入			150	
投資活動による キャッシュ・フロー		14,330	17,021	14,395
財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入による収入				1,000
株式の発行による収入				7,225
配当金支払額		475	534	951
少数株主への配当金支払額		0	0	0
自己株式の取得による支出		13	13	29
自己株式の売却による収入		0	2	2
財務活動による キャッシュ・フロー		488	546	7,247
現金及び現金同等物 に係る換算差額		3	3	7
現金及び現金同等物 の増減()額		17,346	4,131	75,083
現金及び現金同等物 の期首残高		115,413	40,330	115,413
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高		98,067	44,461	40,330

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1)連結子会社4社 ひめぎんビジネスサービス株式会社 株式会社ひめぎんソフト ひめぎん総合リース株式会社 株式会社愛媛ジェーシービー</p> <p>(2)非連結子会社 会社名 ・投資事業有限責任組合 えひめベンチャーファンド2004 ・有限会社愛媛シップファイナンスを営業者とする匿名組合 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1)連結子会社4社 ひめぎんビジネスサービス株式会社 株式会社ひめぎんソフト ひめぎん総合リース株式会社 株式会社愛媛ジェーシービー</p> <p>(2)非連結子会社 会社名 ・投資事業有限責任組合 えひめベンチャーファンド2004 ・有限会社愛媛シップファイナンスを営業者とする匿名組合 ・えひめガイヤファンド投資事業有限責任組合 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>連結子会社4社 連結子会社は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>(2)非連結子会社 会社名 ・投資事業有限責任組合 えひめベンチャーファンド2004 ・有限会社愛媛シップファイナンスを営業者とする匿名組合 ・えひめガイヤファンド投資事業有限責任組合 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用の非連結子会社2社 会社名 ・投資事業有限責任組合 えひめベンチャーファンド2004 ・有限会社愛媛シップファイナンスを営業者とする匿名組合 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表されたことに伴い、当中間連結会計期間より、上記匿名組合を新たに持分法適用範囲に含めております。これによる中間連結財務諸表に与える影響はありません。</p>	<p>持分法適用の非連結子会社3社 会社名 ・投資事業有限責任組合 えひめベンチャーファンド2004 ・有限会社愛媛シップファイナンスを営業者とする匿名組合 ・えひめガイヤファンド投資事業有限責任組合</p>	<p>持分法適用の非連結子会社3社 会社名 ・投資事業有限責任組合 えひめベンチャーファンド2004 ・有限会社愛媛シップファイナンスを営業者とする匿名組合 ・えひめガイヤファンド投資事業有限責任組合 えひめガイヤファンド投資事業有限責任組合は、当連結会計年度において新たに設立したため、持分法適用の範囲に含めておりません。 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表されたことに伴い、当連結会計年度より、上記匿名組合を新たに持分法適用範囲に含めております。これによる連結財務諸表に与える影響はありません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 4社	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 4社	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 4社
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式等については中間連結決算期末月1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 同左 (ロ) 同左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式等については連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 同左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：34年～50年 動産：3年～10年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：34年～50年 動産：3年～10年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ42百万円減少しております。</p> <p>(追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産 同左</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：34年～50年 動産：3年～10年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は親会社26,636百万円、連結子会社543百万円です。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部査定部署が二次査定を実施した後、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は親会社20,607百万円、連結子会社552百万円です。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は親会社20,088百万円、連結子会社548百万円です。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
		(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として5年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から費用処理	(8) 退職給付引当金の計上基準 同左	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として5年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から費用処理
		(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金内規に基づき、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。	(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づき、当連結会計年度末の支給見込額を計上しております。
		(10) 利息返還損失引当金の計上基準 利益返還損失引当金は、将来の利息返還損失に備えるため、過去の返還実績を踏まえ、かつ最近の返還状況を考慮する等により返還額を合理的に見積もり、計上しております。	(10) 利息返還損失引当金の計上基準 利益返還損失引当金は、将来の利息返還損失に備えるため、過去の返還実績を踏まえ、かつ最近の返還状況を考慮する等により返還額を合理的に見積もり、計上しております。
	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	(12)リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(12)リース取引の処理方法 同左	(12)リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
	(13)重要なヘッジ会計の方法 当行は業務運営方針にリスク管理基準を設定して厳格に運用を行っており、そのうちヘッジ会計の方法は、一部の資産に金利スワップの特例処理を行っております。 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	(13)重要なヘッジ会計の方法 当行は業務運営方針にリスク管理基準を設定して厳格に運用を行っており、そのうちヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	(13)重要なヘッジ会計の方法 当行は業務運営方針にリスク管理基準を設定して厳格に運用を行っており、そのうちヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
	(14)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間連結会計期間の費用に計上しております。	(14)消費税等の会計処理 同左	(14)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用に計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(15)税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当行及び連結子会社の決算期において予定している剰余金の処分による圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	(15)税効果会計に関する事項 同左	
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は70,429百万円であります。なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>		<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は80,437百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は54百万円増加し、税金等調整前当期純利益は54百万円減少しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び 「金融商品会計に関する実務指針」 (日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(役員退職慰労金に関する会計基準)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支給時の費用として処理しておりましたが、当下半年より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)の公表等を機に、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことを踏まえ、当連結会計年度より内規に基づく支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。</p> <p>従って、当中間連結会計期間は従来の方法によっており、変更後の方法によった場合と比べ、当中間連結会計期間の営業経費は68百万円減少、その他の特別損失は385百万円増加し、税金等調整前中間純利益は317百万円多く計上されております。</p> <p>なお、当連結会計期間は従来の方法によった場合に比べ、営業経費は38百万円減少、その他の特別損失は385百万円増加し、税金等調整前当期純利益は347百万円減少しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益()」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益()」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>「利息返還損失引当金」は、前中間連結会計期間まで「その他負債」に含めておりましたが、金額的重要性が高まったため、当中間連結会計期間より区分して表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「その他負債」に含まれておりました「利息返還損失引当金」は2百万円であります。</p>

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	<p>従来、役員退職慰労金は、支給時の費用として処理しておりましたが、前連結会計年度の下期より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成19年 4月13日監査・保証実務委員会報告第42号)を適用し、期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>従って、前中間連結会計期間は従来の方法によっており、変更後の方法によった場合と比べ、前中間連結会計期間の営業経費は68百万円減少、その他の特別損失は385百万円増加し、税金等調整前中間純利益は317百万円多く計上されております。</p>	<p>「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成18年10月13日業種別委員会報告第37号)が公表され、当連結会計年度より利息返還損失引当金計上額の見積もり方法を変更しております。この変更により、従来の方によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益が47百万円減少しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>1 有価証券には、非連結子会社の出資金419百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,031百万円、延滞債権額は36,551百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は115百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,676百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社の出資金510百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,584百万円、延滞債権額は31,212百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は342百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,620百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社の出資金509百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,113百万円、延滞債権額は33,779百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は643百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,053百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																						
<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は54,375百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、26,104百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>2,737百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>3,779百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは、先物取引証拠金等の代用として、有価証券36,215百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は252百万円であります。</p>	有価証券	2,737百万円	担保資産に対応する債務		預金	3,779百万円	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は49,759百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、24,300百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>12,775百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>2,559百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td>10,099百万円</td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券36,448百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は276百万円であります。</p> <p>8 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,200百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ300百万円減少します。</p>	有価証券	12,775百万円	担保資産に対応する債務		預金	2,559百万円	債券貸借取引	10,099百万円	受入担保金		<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は50,590百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、27,280百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>2,732百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>1,974百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済の取引の担保あるいは、先物取引証拠金等の代用として、有価証券34,827百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は277百万円であります。</p> <p>8 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,100百万円であります。</p> <p>有価証券の私募による社債に対する支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ1,100百万円減少しております。</p>	有価証券	2,732百万円	担保資産に対応する債務		預金	1,974百万円
有価証券	2,737百万円																							
担保資産に対応する債務																								
預金	3,779百万円																							
有価証券	12,775百万円																							
担保資産に対応する債務																								
預金	2,559百万円																							
債券貸借取引	10,099百万円																							
受入担保金																								
有価証券	2,732百万円																							
担保資産に対応する債務																								
預金	1,974百万円																							

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、177,398百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が175,322百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、169,479百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が168,532百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、170,668百万円あります。このうち契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が169,036百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を11,094百万円下回っております。</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 19,041百万円</p> <p>12 有形固定資産の圧縮記帳額 1,384百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11,300百万円が含まれております。</p> <p>14 社債は、劣後特約付社債13,000百万円であります。</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を10,068百万円下回っております。</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 18,294百万円</p> <p>12 有形固定資産の圧縮記帳額 1,384百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,300百万円が含まれております。</p> <p>14 社債は、劣後特約付社債13,000百万円であります。</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を10,961百万円下回っております。</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 19,002百万円</p> <p>12 有形固定資産の圧縮記帳額 1,384百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,300百万円が含まれております。</p> <p>14 社債は、劣後特約付社債13,000百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																																										
<p>1 その他経常費用には、貸出金償却599百万円及び貸倒引当金繰入額1,894百万円を含んでおります。</p> <p>2 特別損失は、固定資産処分損89百万円及び固定資産減損損失77百万円であります。</p>	<p>1 その他経常費用には、貸出金償却1,780百万円、貸倒引当金繰入額2,262百万円及び株式等償却75百万円を含んでおります。</p> <p>2 特別損失は、固定資産処分損123百万円及び固定資産減損損失15百万円であります。</p>	<p>1 その他の経常費用には、貸出金償却1,213百万円及びその他の債権売却損630百万円を含んでおります。</p> <p>2 その他の特別損失には、役員退職慰労引当金385百万円を含んでおります。</p> <p>3 当連結会計年度において売却を決定したことにより、以下の資産グループについて帳簿価額を売却予定価額まで減額し、当該減少額209百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="0" data-bbox="1029 862 1412 1176"> <tr> <td>区分</td> <td colspan="2">稼働資産</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td colspan="2">愛媛県外</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>社宅2ヶ所</td> <td>営業店舗2ヶ所</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地及び建物</td> <td>土地</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>64百万円</td> <td>144百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">(うち土地)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">59百万円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">(うち建物</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">4百万円)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="2">209百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">(うち土地</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">204百万円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">(うち建物</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">4百万円)</td> </tr> </table> <p>資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし出張所は母店にグルーピング)で行っております。</p> <p>資産のグループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日)に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	区分	稼働資産		地域	愛媛県外		主な用途	社宅2ヶ所	営業店舗2ヶ所	種類	土地及び建物	土地	減損損失	64百万円	144百万円		(うち土地)			59百万円)			(うち建物			4百万円)		合計	209百万円			(うち土地			204百万円)			(うち建物			4百万円)	
区分	稼働資産																																											
地域	愛媛県外																																											
主な用途	社宅2ヶ所	営業店舗2ヶ所																																										
種類	土地及び建物	土地																																										
減損損失	64百万円	144百万円																																										
	(うち土地)																																											
	59百万円)																																											
	(うち建物																																											
	4百万円)																																											
合計	209百万円																																											
	(うち土地																																											
	204百万円)																																											
	(うち建物																																											
	4百万円)																																											

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	159,817	-	-	159,817	
合計	159,817	-	-	159,817	
自己株式					
普通株式	302	28	1	329	(注1)
合計	302	28	1	329	

(注)1 単元未満株式の買取及び売却による増減であります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	478	3.00	平成18年3月31日	平成18年6月29日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月22日 取締役会	普通株式	478	利益剰余金	3.00	平成18年 9月30日	平成18年 12月8日

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	177,817	-	-	177,817	
合計	177,817	-	-	177,817	
自己株式					
普通株式	358	33	5	385	(注1)
合計	358	33	5	385	

(注)1 単元未満株式の買取及び売却による増減であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項なし。

3. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	532	3.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月28日 取締役会	普通株式	532	利益剰余金	3.00	平成19年 9月30日	平成19年 12月10日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	159,817	18,000		177,817	(注1)
合計	159,817	18,000		177,817	
自己株式					
普通株式	302	61	6	358	(注2)
合計	302	61	6	358	

(注)1 当連結会計年度において、公募増資(18,000千株)を実施いたしました。

2 単元未満株式の買取及び売却による増減であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項なし。

3. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	478	3.00	平成18年3月31日	平成18年6月30日
平成18年11月22日 取締役会	普通株式	478	3.00	平成18年9月30日	平成18年12月8日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	532	利益剰余金	3.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残 高と中間連結貸借対照表に掲記され ている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の中間期末残 高と中間連結貸借対照表に掲記され ている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と 連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 (単位：百万円)
平成18年9月30日現在	平成19年9月30日現在	平成19年3月31日現在
現金預け金勘定 100,001	現金預け金勘定 46,124	現金預け金勘定 41,017
定期預け金 64	定期預け金 75	定期預け金 64
その他の預け金 1,870	その他の預け金 1,587	その他の預け金 622
現金及び現金同等物 98,067	現金及び現金同等物 44,461	現金及び現金同等物 40,330

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 3百万円 その他 0百万円 合計 3百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 2百万円 その他 0百万円 合計 2百万円 減損損失累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 百万円 その他 百万円 合計 百万円 中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1百万円 その他 0百万円 合計 1百万円 <p>(注)取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1百万円 1年超 0百万円 合計 1百万円 <p>(注)未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 0百万円 リース資産減損勘定の取崩額 百万円 減価償却費相当額 0百万円 支払利息相当額 百万円 減損損失 百万円 	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 百万円 その他 百万円 合計 百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 百万円 その他 百万円 合計 百万円 減損損失累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 百万円 その他 百万円 合計 百万円 中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 百万円 その他 百万円 合計 百万円 <p>(注)取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 百万円 1年超 百万円 合計 百万円 <p>(注)未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 0百万円 リース資産減損勘定の取崩額 百万円 減価償却費相当額 0百万円 支払利息相当額 百万円 減損損失 百万円 	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 4百万円 その他 0百万円 合計 4百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 3百万円 その他 0百万円 合計 3百万円 年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1百万円 その他 0百万円 合計 1百万円 <p>(注)取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1百万円 1年超 0百万円 合計 1百万円 <p>(注)未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当連結会計年度の支払リース料 1百万円 減価償却費相当額 1百万円

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 該当ありません。</p>	<p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 該当ありません。</p>	<p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 該当ありません。</p>

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	30	29	0
地方債	13,157	13,484	326
短期社債			
社債			
その他			
合計	13,188	13,514	326

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	28,652	42,249	13,596
債券	148,067	146,866	1,200
国債	88,652	87,895	757
地方債	23,810	23,272	537
短期社債			
社債	35,603	35,698	94
その他	2,654	2,764	110
合計	179,373	191,880	12,506

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式等については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は225百万円(全額株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損処理を実施いたします。また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価動向、発行会社の業績の推移等を検討し回復する可能性がないと判断される銘柄についても減損処理を実施いたします。

3 時価評価されていない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	1,661
その他有価証券	
非上場株式	2,235
その他	533

(注) その他有価証券の「その他」は投資事業有限責任組合への出資金であります。

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	30	29	0
地方債	11,011	11,230	218
短期社債			
社債			
その他			
合計	11,041	11,260	218

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	29,877	40,012	10,134
債券	159,686	159,010	676
国債	96,037	95,362	674
地方債	26,579	26,485	94
短期社債			
社債	37,069	37,162	92
その他	4,527	4,544	16
合計	194,091	203,566	9,474

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式等については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は74百万円(全額株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損処理を実施いたします。また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価動向、発行会社の業績の推移等を検討し回復する見込みがあると認められないと判断される銘柄についても減損処理を実施いたします。

3 時価評価されていない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	3,211
その他有価証券	
非上場株式	2,156
その他	594

(注) その他有価証券の「その他」は投資事業有限責任組合への出資金であります。

前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	258	1

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	30	29	0		0
地方債	12,044	12,322	277	277	
短期社債					
社債					
その他					
合計	12,074	12,352	277	277	0

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	30,518	44,646	14,127	14,702	574
債券	143,101	141,779	1,322	414	1,736
国債	81,588	80,647	941	155	1,097
地方債	23,669	23,187	481	19	500
短期社債					
社債	37,843	37,944	100	239	138
その他	3,656	3,971	315	326	10
合計	177,276	190,397	13,120	15,443	2,322

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式等については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価が50%以上下落した場合、また、下落率が30%以上50%未満であっても、過去の時価動向、発行会社の業績の推移等を検討し回復する見込みがあると認められないと判断される場合であります。

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	55,873	1,292	1,268

5 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	2,431
その他有価証券	
非上場株式	2,114
出資金	611

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	18,351	59,336	61,017	17,579
国債	5,321	24,838	32,938	17,579
地方債	2,976	14,340	17,915	
短期社債				
社債	10,053	20,157	10,163	
その他		171		42
合計	18,351	59,508	61,017	17,621

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

該当事項なし。

当中間連結会計期間末

該当事項なし。

前連結会計年度末

該当事項なし。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	12,506
その他有価証券	12,506
()繰延税金負債	5,057
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	7,449
()少数株主持分相当額	14
その他有価証券評価差額金	7,434

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	9,474
その他有価証券	9,474
()繰延税金負債	3,833
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	5,641
()少数株主持分相当額	21
その他有価証券評価差額金	5,619

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	13,120
その他有価証券	13,120
()繰延税金負債	5,305
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	7,814
()少数株主持分相当額	17
その他有価証券評価差額金	7,797

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他	3,002	50	50
	合計		50	50

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	6,712	2	2
	合計		2	2

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

該当事項なし。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当事項なし。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他	5,058	73	73
	合計		73	73

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	4,478	15	15
	合計		15	15

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項なし。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当事項なし。

前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行の行っているデリバティブ取引には、金利関連の金利スワップ取引、通貨関連の為替予約取引、オプション取引等があります。なお、連結子会社はデリバティブ取引を行っておりません。

(2) 取引の利用目的および取組方針

当行がデリバティブ取引を行う目的は、お客様の多様なニーズへの対応、当行自身の抱える各種リスクへの対応に大別されます。

デリバティブ取引を行うにあたっては、上記目的を達成するために最も効果的かつ効率的な取引を選択して限定的に実施することとしております。

(3) リスクの内容およびリスク管理体制

デリバティブ取引に伴う主なリスクは以下のとおりです。

信用リスク：取引の相手方が倒産等により契約内容を契約どおり実行できなくなることで、当行が損失を受けるリスク

市場リスク：金利、有価証券および為替等の市場価格の変動により、取り引きしたデリバティブ商品の価値が下落するリスク

信用リスクにつきましては、取引相手ごとに信用供与枠を設定して厳格に管理するとともに、その信用供与枠を取引相手の信用度に応じて半年ごとに見直しております。

市場リスクにつきましては、業務運営方針のなかに、デリバティブについての管理基準を設定して厳格に管理するとともに、その業務運営方針を経営環境の変化に応じて半年ごとに見直しております。

なお、B I S 自己資本比率規制に基づいて算出される平成19年3月末の信用リスク相当額(カレント・エクスポージャー方式による)は、1,122百万円(金利関連取引900百万円、通貨関連取引182百万円、株式関連取引38百万円)であります。

(4) 定量的情報の補足説明

当行は、金利の変動リスクをヘッジする目的で金利スワップを行っているほか、お客様の外貨預金・インパクト・ローン・輸出入取引等の外国為替取引に係る為替相場の変動リスクをヘッジする目的で先物為替予約を締結しております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建				
	買建				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
店頭	金利先渡契約				
	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動				
	受取変動・支払固定				
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
買建					
	合計				

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
店頭	売建				
	買建				
	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	4,289		40	40
	買建	4,748		68	68
	通貨オプション				
	売建				
買建					
その他					
売建					
買建					
	合計			28	28

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

該当事項なし。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

該当事項なし。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

該当事項なし。

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

該当事項なし。

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

該当事項なし。

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度ともに、連結会社は銀行業以外に一部でリース等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度ともに、全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合がいずれも100%のため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	金額(百万円)
国際業務経常収益	1,284
連結経常収益	22,489
国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	5.71

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	金額(百万円)
国際業務経常収益	1,654
連結経常収益	24,506
国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	6.75

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	金額(百万円)
国際業務経常収益	2,700
連結経常収益	45,900
国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	5.88

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。

2 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建貿易手形取引、円建対非居住者諸取引並びに特別国際金融取引勘定における諸取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、全て本邦での取引であります。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	441.59	449.56	453.27
1株当たり中間(当期)純利益	円	14.48	11.55	32.49
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円			

(注) 1 算定上の基礎

(1) 1株当たり純資産額

		前中間連結会計期間末 平成18年9月30日	当連結中間会計期間末 平成19年9月30日	前連結会計年度末 平成19年3月31日
1株当たり純資産額				
純資産の部の合計額	百万円		80,098	80,621
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円		330	183
(うち少数株主持分)	百万円		330	183
普通株式に係る期末の純 資産額	百万円		79,767	80,437
1株当たり純資産額の算 定に用いられた期末の普 通株式の数	千株		177,431	177,459

(2) 1株当たり中間(当期)純利益

		前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	2,310	2,050	5,222
普通株主に帰属しない金額	百万円			
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	2,310	2,050	5,222
普通株式の期中平均株式数	千株	159,504	177,447	160,722

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(2) 【その他】

該当事項なし。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		99,999	6.20	46,093	2.80	41,015	2.52
コールローン		16,977	1.05	35,840	2.18	54,773	3.37
買入金銭債権		96	0.01	317	0.02	143	0.01
商品有価証券		247	0.02	328	0.02	258	0.02
有価証券	1,7 14	209,832	13.01	220,695	13.41	207,922	12.80
貸出金	2,3,4 5,6,8	1,241,980	76.99	1,301,446	79.10	1,278,518	78.69
外国為替	6	980	0.06	1,130	0.07	694	0.04
その他資産	7	4,599	0.28	4,950	0.30	5,269	0.32
有形固定資産	9,10 12	32,247	2.00	31,464	1.91	32,761	2.02
無形固定資産		526	0.03	950	0.06	585	0.03
繰延税金資産		12,510	0.77	9,872	0.60	8,694	0.54
支払承諾見返	14	14,939	0.93	12,769	0.78	14,697	0.90
貸倒引当金		21,733	1.35	20,539	1.25	20,527	1.26
資産の部合計		1,613,203	100.00	1,645,319	100.00	1,624,806	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	7	1,422,343	88.17	1,416,899	86.12	1,426,930	87.82
譲渡性預金		60,934	3.78	80,708	4.91	57,879	3.57
債券貸借取引受入担保金	7			10,099	0.61		
借入金	11	16,838	1.04	17,817	1.08	17,706	1.09
外国為替		13	0.00	5	0.00	18	0.00
社債	13	13,000	0.80	13,000	0.79	13,000	0.80
その他負債		7,203	0.45	8,009	0.49	6,879	0.42
役員賞与引当金						54	0.00
退職給付引当金		2,146	0.13	1,226	0.07	1,601	0.10
役員退職慰労引当金				357	0.02	347	0.02
再評価に係る繰延税金負債	12	6,485	0.40	5,815	0.35	6,401	0.39
支払承諾	14	14,939	0.93	12,769	0.78	14,697	0.91
負債の部合計		1,543,906	95.70	1,566,709	95.22	1,545,516	95.12
(純資産の部)							
資本金		15,460	0.96	19,078	1.16	19,078	1.18
資本剰余金		9,607	0.60	13,214	0.80	13,214	0.81
資本準備金		9,606		13,213		13,213	
その他資本剰余金		0		0		0	
利益剰余金		29,006	1.80	33,987	2.07	31,573	1.94
利益準備金	15	4,550		4,752		4,645	
その他利益剰余金		24,455		29,235		26,927	
退職給与積立金		270				270	
有形固定資産圧縮積立金		37		36		37	
別途積立金		20,483		24,753		20,483	
繰越利益剰余金		3,664		4,445		6,136	
自己株式		134	0.01	159	0.01	148	0.01
株主資本合計		53,939	3.35	66,122	4.02	63,718	3.92
₁ 其他有価証券評価差額金		7,302	0.45	5,417	0.33	7,641	0.47
繰延ヘッジ損益		0	0.00				
土地再評価差額金	12	8,055	0.50	7,069	0.43	7,930	0.49
₁ 評価・換算差額等合計		15,358	0.95	12,487	0.76	15,572	0.96
純資産の部合計		69,297	4.30	78,609	4.78	79,290	4.88
負債及び純資産の部合計		1,613,203	100.00	1,645,319	100.00	1,624,806	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		20,902	100.00	22,844	100.00	42,261	100.00
資金運用収益		17,564		19,015		35,419	
(うち貸出金利息)		(15,433)		(16,981)		(31,460)	
(うち有価証券利息配当金)		(1,426)		(1,479)		(2,611)	
役務取引等収益		2,176		2,571		4,602	
その他業務収益		443		220		572	
その他経常収益		717		1,035		1,666	
経常費用		17,283	82.69	19,566	85.65	32,800	77.61
資金調達費用		1,236		2,838		3,334	
(うち預金利息)		(862)		(2,318)		(2,532)	
役務取引等費用		1,505		1,485		2,893	
その他業務費用		1,202		313		1,221	
営業経費	1	10,546		10,442		20,526	
その他経常費用	2	2,791		4,487		4,824	
経常利益		3,618	17.31	3,277	14.35	9,460	22.39
特別利益		17	0.08	174	0.76	35	0.08
特別損失	3,4	165	0.79	88	0.39	738	1.75
税引前中間(当期)純利益		3,470	16.60	3,362	14.72	8,756	20.72
法人税、住民税及び事業税		2,153	10.30	1,530	6.70	1,017	2.41
法人税等調整額		884	4.23	253	1.11	2,617	6.19
中間(当期)純利益		2,201	10.53	2,085	9.13	5,121	12.12

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	15,460	9,606	0	9,607
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)				
役員賞与(注)				
中間純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
土地再評価差額金取崩額				
固定資産圧縮積立金取崩額(注)				
別途積立金の繰入額(注)				
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)				
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)			0	0
平成18年9月30日残高(百万円)	15,460	9,606	0	9,607

	株主資本					自己株式	株主資本合計
	利益剰余金				利益剰余金合計		
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
		積立金	繰越利益剰余金				
平成18年3月31日残高(百万円)	4,445	17,792	4,855	27,092	122	52,038	
中間会計期間中の変動額							
剰余金の配当(注)	105		583	478		478	
役員賞与(注)			43	43		43	
中間純利益			2,201	2,201		2,201	
自己株式の取得					13	13	
自己株式の処分					0	0	
土地再評価差額金取崩額			233	233		233	
固定資産圧縮積立金取崩額(注)		1	1				
別途積立金の繰入額(注)		3,000	3,000				
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)							
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	105	2,998	1,190	1,913	12	1,900	
平成18年9月30日残高(百万円)	4,550	20,790	3,664	29,006	134	53,939	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	7,449		8,289	15,739	67,777
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					478
役員賞与(注)					43
中間純利益					2,201
自己株式の取得					13
自己株式の処分					0
土地再評価差額金取崩額					233
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	146	0	233	380	380
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	146	0	233	380	1,519
平成18年9月30日残高(百万円)	7,302	0	8,055	15,358	69,297

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高(百万円)	19,078	13,213	0	13,214
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)				
中間純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
土地再評価差額金の取崩				
固定資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の繰入額(注)				
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)				
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)			0	0
平成19年9月30日残高(百万円)	19,078	13,213	0	13,214

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高(百万円)	4,645	20,790	6,136	31,573	148	63,718
中間会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)	106		638	532		532
中間純利益			2,085	2,085		2,085
自己株式の取得					13	13
自己株式の処分					2	2
土地再評価差額金の取崩			861	861		861
固定資産圧縮積立金の取崩		0	0			
別途積立金の繰入額(注)		4,000	4,000			
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)						
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	106	3,999	1,691	2,414	10	2,404
平成19年9月30日残高(百万円)	4,752	24,790	4,445	33,987	159	66,122

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	7,641	7,930	15,572	79,290
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)				532
中間純利益				2,085
自己株式の取得				13
自己株式の処分				2
土地再評価差額金の取崩				861
固定資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の繰入額(注)				
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	2,223	861	3,085	3,085
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	2,223	861	3,085	681
平成19年9月30日残高(百万円)	5,417	7,069	12,487	78,609

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	15,460	9,606	0	9,607
事業年度中の変動額				
新株の発行	3,618	3,607		3,607
剰余金の配当(注)				
役員賞与(注)				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
土地再評価差額金の取崩				
有形固定資産圧縮積立取崩額				
別途積立金の繰入額(注)				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計(百万円)	3,618	3,607	0	3,607
平成19年3月31日残高(百万円)	19,078	13,213	0	13,214

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	4,445	17,792	4,855	27,092	122	52,038
事業年度中の変動額						
新株の発行						7,225
剰余金の配当(注)	200		1,157	957		957
役員賞与(注)			43	43		43
当期純利益			5,121	5,121		5,121
自己株式の取得					29	29
自己株式の処分					2	2
土地再評価差額金の取崩			358	358		358
有形固定資産圧縮積立取崩額		1	1			
別途積立金の繰入額(注)		3,000	3,000			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計(百万円)	200	2,998	1,280	4,480	26	11,679
平成19年3月31日残高(百万円)	4,645	20,790	6,136	31,573	148	63,718

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	7,449	8,289	15,739	67,777
事業年度中の変動額				
新株の発行				7,225
剰余金の配当(注)				957
役員賞与(注)				43
当期純利益				5,121
自己株式の取得				29
自己株式の処分				2
土地再評価差額金の取崩				358
有形固定資産圧縮積立金取崩額				
別途積立金の繰入額(注)				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	191	358	166	166
事業年度中の変動額合計(百万円)	191	358	166	11,512
平成19年3月31日残高(百万円)	7,641	7,930	15,572	79,290

(注) 剰余金の配当のうち 478百万円及び役員賞与は、平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式等については、中間決算期末月1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式等については、中間決算期末月1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式等については、決算期末月1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：34年～50年 動産：3年～10年</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：34年～50年 動産：3年～10年</p> <p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ42百万円減少しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：34年～50年 動産：3年～10年</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
		(追加情報) 当中間会計期間より、平成19年 3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。	
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同左	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5 繰延資産の処理方法			株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。
6 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は26,636百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部査定部署が二次査定を実施した後、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,607百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,088百万円であります。</p>
		(2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により、按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理	(3) 退職給付引当金 同左	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理
		(4) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金内規に基づき、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づき、当事業年度末の支給見込額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
7 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建の資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
9 ヘッジ会計の方法	<p>当行は業務運営方針にリスク管理基準を設定して厳格に運用を行っており、そのうちヘッジ会計の方法は、一部の資産に金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>当行は業務運営方針にリスク管理基準を設定して厳格に運用を行っており、そのうちヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>当行は業務運営方針にリスク管理基準を設定して厳格に運用を行っており、そのうちヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
10 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	同左	<p>消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。</p>
11 税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している剰余金の処分による圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	同左	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。なお、当中間会計期間末における従来の資本の部に相当する金額は69,297百万円であります。</p>		<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は79,290百万円であります。なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は54百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。</p> <p>(役員退職慰労金に関する会計基準) 従来、役員退職慰労金は、支給時の費用として処理しておりましたが、当下半年より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)の公表等を機に、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことを踏まえ、当事業年度より内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。</p> <p>従って、当中間期は従来の方法によっており、変更後の方法によった場合と比べ、当中間期の営業経費は68百万円減少、その他の特別損失は385百万円増加し、税引前中間純利益は317百万円多く計上されております。</p> <p>なお、当事業年度は従来の方法によった場合に比べ、営業経費は38百万円減少、その他の特別損失は385百万円増加し、税引前当期純利益は347百万円減少しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」 (日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。	

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1)「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「退職給与積立金」、「固定資産圧縮積立金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2)純額で繰延ヘッジ利益として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>1 関係会社の出資総額 1,625百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,031百万円、延滞債権額は33,534百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は115百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,676百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,358百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、26,104百万円であります。</p>	<p>1 関係会社の株式及び出資総額 1,566百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,584百万円、延滞債権額は29,571百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は342百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,620百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は48,118百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、24,300百万円であります。</p>	<p>1 関係会社の株式及び出資総額 1,715百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,113百万円、延滞債権額は32,182百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は643百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,053百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は48,993百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は27,280百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 2,737百万円 担保資産に対応する債務 預金 3,779百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券36,215百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は252百万円であります。</p>	<p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 12,775百万円 担保資産に対応する債務 預金 2,559百万円 債券貸借取引 10,099百万円 受入担保金 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券36,448百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は271百万円であります。</p>	<p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 2,732百万円 担保資産に対応する債務 預金 1,974百万円 上記のほか、為替決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券34,827百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は272百万円であります。</p>
<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、156,068百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が153,992百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、149,139百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が148,193百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、149,791百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が148,159百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>9 有形固定資産の減価償却累計額 18,995百万円</p>	<p>9 有形固定資産の減価償却累計額 18,250百万円</p>	<p>9 有形固定資産の減価償却累計額 18,961百万円</p>
<p>10 有形固定資産の圧縮記帳額 1,384百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p>	<p>10 有形固定資産の圧縮記帳額 1,384百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p>	<p>10 有形固定資産の圧縮記帳額 1,384百万円</p>
<p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11,300百万円が含まれております。</p>	<p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,300百万円が含まれております。</p>	<p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,300百万円が含まれております。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>12 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を11,094百万円下回っております。</p> <p>13 社債は、劣後特約付社債13,000百万円であります。</p>	<p>12 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を10,068百万円下回っております。</p> <p>13 社債は、劣後特約付社債13,000百万円であります。</p> <p>14 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,200百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ300百万円減少します。</p>	<p>12 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を10,961百万円下回っております。</p> <p>13 社債は、劣後特約付社債13,000百万円であります。</p> <p>14 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は1,100百万円であります。</p> <p>有価証券の私募による社債に対する支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ1,100百万円減少しております。</p> <p>15 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。</p> <p>剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。</p> <p>当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金(又は資本準備金)の計上額は、106百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																																																						
<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>258百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>85百万円</td> </tr> </table> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却490百万円、貸倒引当金繰入額1,903百万円及び株式等償却225百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別損失は、固定資産処分損88百万円及び固定資産減損損失77百万円であります。</p>	建物・動産	258百万円	その他	85百万円	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>333百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>87百万円</td> </tr> </table> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却1,695百万円、貸倒引当金繰入額2,169百万円及び株式等償却75百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別損失は、固定資産処分損72百万円及び固定資産減損損失15百万円であります。</p>	有形固定資産	333百万円	無形固定資産	87百万円	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>555百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>170百万円</td> </tr> </table> <p>2 その他の経常費用には、その他の債権売却損630百万円を含んでおります。</p> <p>3 その他の特別損失は、役員退職慰労引当金385百万円であります。</p> <p>4 当事業年度において売却を決定したことにより、以下の資産グループについて帳簿価額を売却予定価額まで減額し、当該減少額209百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="0"> <tr> <td>区分</td> <td colspan="2">稼働資産</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td colspan="2">愛媛県外</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>社宅2ヶ所</td> <td>営業店舗2ヶ所</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地及び建物</td> <td>土地</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>64百万円</td> <td>144百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">(うち土地</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">59百万円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">(うち建物</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">4百万円)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="2">209百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">(うち土地</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">204百万円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">(うち建物</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">4百万円)</td> </tr> </table> <p>資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし出張所は母店にグルーピング)で行っております。</p> <p>資産のグループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日)に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	建物・動産	555百万円	その他	170百万円	区分	稼働資産		地域	愛媛県外		主な用途	社宅2ヶ所	営業店舗2ヶ所	種類	土地及び建物	土地	減損損失	64百万円	144百万円		(うち土地			59百万円)			(うち建物			4百万円)		合計	209百万円			(うち土地			204百万円)			(うち建物			4百万円)	
建物・動産	258百万円																																																							
その他	85百万円																																																							
有形固定資産	333百万円																																																							
無形固定資産	87百万円																																																							
建物・動産	555百万円																																																							
その他	170百万円																																																							
区分	稼働資産																																																							
地域	愛媛県外																																																							
主な用途	社宅2ヶ所	営業店舗2ヶ所																																																						
種類	土地及び建物	土地																																																						
減損損失	64百万円	144百万円																																																						
	(うち土地																																																							
	59百万円)																																																							
	(うち建物																																																							
	4百万円)																																																							
合計	209百万円																																																							
	(うち土地																																																							
	204百万円)																																																							
	(うち建物																																																							
	4百万円)																																																							

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期 間増加株式数 (千株)	当中間会計期 間減少株式数 (千株)	当中間会計期 間末株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	302	28	1	329	(注)

(注) 単元未満株式の買取及び売却による増減であります。

2 「その他利益剰余金」のうち「積立金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	直前事業年度末残高 (百万円)	当中間会計期間中の 変動額(百万円)	当中間会計期間末残高 (百万円)
退職給与積立金	270	-	270
固定資産圧縮 積立金	38	1	37
別途積立金	17,483	3,000	20,483

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期 間増加株式数 (千株)	当中間会計期 間減少株式数 (千株)	当中間会計期 間末株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	358	33	5	385	(注)

(注) 単元未満株式の買取及び売却による増減であります。

2 「その他利益剰余金」のうち「積立金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	直前事業年度末残高 (百万円)	当中間会計期間中の 変動額(百万円)	当中間会計期間末残高 (百万円)
退職給与積立金	270	270	
固定資産圧縮 積立金	37	0	36
別途積立金	20,483	4,270	24,753

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	302	61	6	358	(注)

(注) 単元未満株式の買取及び売却による増減であります。

2 「その他利益剰余金」のうち「積立金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	前事業年度末残高 (百万円)	当事業年度変動額 (百万円)	当事業年度末残高 (百万円)
退職給与積立金	270	-	270
有形固定資産 圧縮積立金	38	1	37
別途積立金	17,483	3,000	20,483

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																																																																																																				
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>動産</td><td>2,742百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,743百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>動産</td><td>1,030百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,030百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>減損損失累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>動産</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>- 百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,712百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,712百万円</td></tr> </table> <p>(注)取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>475百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,237百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,712百万円</td></tr> </table> <p>(注)未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 - 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 	取得価額相当額		動産	2,742百万円	その他	1百万円	合計	2,743百万円	減価償却累計額相当額		動産	1,030百万円	その他	0百万円	合計	1,030百万円	減損損失累計額相当額		動産	- 百万円	その他	- 百万円	合計	- 百万円	動産	1,712百万円	その他	0百万円	合計	1,712百万円	1年内	475百万円	1年超	1,237百万円	合計	1,712百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>動産</td><td>2,320百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,321百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>動産</td><td>983百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>983百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>減損損失累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>動産</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>- 百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,337百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,337百万円</td></tr> </table> <p>(注)取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>429百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>908百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,337百万円</td></tr> </table> <p>(注)未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 - 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 	取得価額相当額		動産	2,320百万円	その他	1百万円	合計	2,321百万円	減価償却累計額相当額		動産	983百万円	その他	0百万円	合計	983百万円	減損損失累計額相当額		動産	- 百万円	その他	- 百万円	合計	- 百万円	動産	1,337百万円	その他	0百万円	合計	1,337百万円	1年内	429百万円	1年超	908百万円	合計	1,337百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>動産</td><td>3,032百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,033百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>動産</td><td>1,293百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,293百万円</td></tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,739百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,740百万円</td></tr> </table> <p>(注)取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>504百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,236百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,740百万円</td></tr> </table> <p>(注)未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	3,032百万円	その他	1百万円	合計	3,033百万円	減価償却累計額相当額		動産	1,293百万円	その他	0百万円	合計	1,293百万円	動産	1,739百万円	その他	0百万円	合計	1,740百万円	1年内	504百万円	1年超	1,236百万円	合計	1,740百万円
取得価額相当額																																																																																																						
動産	2,742百万円																																																																																																					
その他	1百万円																																																																																																					
合計	2,743百万円																																																																																																					
減価償却累計額相当額																																																																																																						
動産	1,030百万円																																																																																																					
その他	0百万円																																																																																																					
合計	1,030百万円																																																																																																					
減損損失累計額相当額																																																																																																						
動産	- 百万円																																																																																																					
その他	- 百万円																																																																																																					
合計	- 百万円																																																																																																					
動産	1,712百万円																																																																																																					
その他	0百万円																																																																																																					
合計	1,712百万円																																																																																																					
1年内	475百万円																																																																																																					
1年超	1,237百万円																																																																																																					
合計	1,712百万円																																																																																																					
取得価額相当額																																																																																																						
動産	2,320百万円																																																																																																					
その他	1百万円																																																																																																					
合計	2,321百万円																																																																																																					
減価償却累計額相当額																																																																																																						
動産	983百万円																																																																																																					
その他	0百万円																																																																																																					
合計	983百万円																																																																																																					
減損損失累計額相当額																																																																																																						
動産	- 百万円																																																																																																					
その他	- 百万円																																																																																																					
合計	- 百万円																																																																																																					
動産	1,337百万円																																																																																																					
その他	0百万円																																																																																																					
合計	1,337百万円																																																																																																					
1年内	429百万円																																																																																																					
1年超	908百万円																																																																																																					
合計	1,337百万円																																																																																																					
取得価額相当額																																																																																																						
動産	3,032百万円																																																																																																					
その他	1百万円																																																																																																					
合計	3,033百万円																																																																																																					
減価償却累計額相当額																																																																																																						
動産	1,293百万円																																																																																																					
その他	0百万円																																																																																																					
合計	1,293百万円																																																																																																					
動産	1,739百万円																																																																																																					
その他	0百万円																																																																																																					
合計	1,740百万円																																																																																																					
1年内	504百万円																																																																																																					
1年超	1,236百万円																																																																																																					
合計	1,740百万円																																																																																																					

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
支払リース料 233百万円 リース資産減損勘定の取崩額 - 百万円 減価償却費相当額 233百万円 減損損失 - 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。 2 オペレーティング・リース取引 該当ありません。	支払リース料 226百万円 リース資産減損勘定の取崩額 - 百万円 減価償却費相当額 226百万円 減損損失 - 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。 2 オペレーティング・リース取引 該当ありません。	・当期の支払リース料 489百万円 ・減価償却費相当額 489百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。 2 オペレーティング・リース取引 該当ありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株
 式で時価のあるものはありません。

(2) 【その他】

中間配当

平成19年11月28日開催の取締役会において、第104期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 532百万円

1株当たりの中間配当金 3円00銭

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第103期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)平成19年6月28日関東財務局長に提出

(2) 訂正発行登録書

平成19年6月28日 関東財務局長に提出

平成18年8月8日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書である。

(3) 訂正報告書

平成19年10月31日 関東財務局長に提出

平成19年6月28日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書である。

(4) 訂正発行登録書

平成19年10月31日 関東財務局長に提出

平成18年8月8日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書である。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成 18 年 12 月 22 日

株式会社愛媛銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	國 健一	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	武田 宏之	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	橋爪 輝義	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社愛媛銀行の平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社愛媛銀行及び連結子会社の平成 18 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成 19 年 12 月 21 日

株式会社愛媛銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	武田 宏之	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	橋爪 輝義	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	植村 文雄	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社愛媛銀行の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社愛媛銀行及び連結子会社の平成 19 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成 18 年 12 月 22 日

株式会社愛媛銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	國 健一	印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	武田 宏之	印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	橋爪 輝義	印

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社愛媛銀行の平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの第 103 期事業年度の中間会計期間(平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社愛媛銀行の平成 18 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成 19 年 12 月 21 日

株式会社愛媛銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	武田 宏之	⑩
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	橋爪 輝義	⑩
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	植村 文雄	⑩

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社愛媛銀行の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの第 104 期事業年度の中間会計期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社愛媛銀行の平成 19 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。